

(郡山市公会堂条例の一部改正)

第5条 郡山市公会堂条例(昭和40年郡山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、公会堂の使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>販売、営利を目的とする勧誘その他これに類する行為をするおそれがあると認めるとき</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 午前9時から午後1時まで</td> <td style="text-align: right;">4,800円</td> </tr> <tr> <td>午後 午後1時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;">4,800円</td> </tr> <tr> <td>夜間 午後5時から午後9時まで</td> <td style="text-align: right;">4,800円</td> </tr> <tr> <td>午前・午後 午前9時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;">9,600円</td> </tr> <tr> <td>午後・夜間 午後1時から午後9時まで</td> <td style="text-align: right;">9,600円</td> </tr> <tr> <td>全日 午前9時から午後9時まで</td> <td style="text-align: right;">14,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u></p> <p>2 <u>冷房又は暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。</u></p> <p>3 <u>第10条ただし書により、やむを得ずの使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの項使用料の欄に</u></p>	区分	使用料	午前 午前9時から午後1時まで	4,800円	午後 午後1時から午後5時まで	4,800円	夜間 午後5時から午後9時まで	4,800円	午前・午後 午前9時から午後5時まで	9,600円	午後・夜間 午後1時から午後9時まで	9,600円	全日 午前9時から午後9時まで	14,400円	<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、公会堂の使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>営利的興行又これに類するものを行うとき。</u></p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 午前9時から午後1時まで</td> <td style="text-align: right;">2,600円</td> </tr> <tr> <td>午後 午後1時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;">5,700円</td> </tr> <tr> <td>夜間 午後5時から午後9時まで</td> <td style="text-align: right;">5,100円</td> </tr> <tr> <td>午前・午後 午前9時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;">7,500円</td> </tr> <tr> <td>午後・夜間 午後1時から午後9時まで</td> <td style="text-align: right;">9,800円</td> </tr> <tr> <td>全日 午前9時から午後9時まで</td> <td style="text-align: right;">11,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。</u></p>	区分	使用料	午前 午前9時から午後1時まで	2,600円	午後 午後1時から午後5時まで	5,700円	夜間 午後5時から午後9時まで	5,100円	午前・午後 午前9時から午後5時まで	7,500円	午後・夜間 午後1時から午後9時まで	9,800円	全日 午前9時から午後9時まで	11,200円
区分	使用料																												
午前 午前9時から午後1時まで	4,800円																												
午後 午後1時から午後5時まで	4,800円																												
夜間 午後5時から午後9時まで	4,800円																												
午前・午後 午前9時から午後5時まで	9,600円																												
午後・夜間 午後1時から午後9時まで	9,600円																												
全日 午前9時から午後9時まで	14,400円																												
区分	使用料																												
午前 午前9時から午後1時まで	2,600円																												
午後 午後1時から午後5時まで	5,700円																												
夜間 午後5時から午後9時まで	5,100円																												
午前・午後 午前9時から午後5時まで	7,500円																												
午後・夜間 午後1時から午後9時まで	9,800円																												
全日 午前9時から午後9時まで	11,200円																												

掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

## 2 特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収 加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	施設使用料の額の100分の200に相当する額

### 備考

1 この表において「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者が公会堂を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料をいう。

2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

## 3 設備等使用料

## 2 設備等使用料

種別	単位	使用料
(略)		

備考

1・2 (略)

3 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

種別	区分	単位	使用料
(略)			
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円

備考

1・2 (略)